



お手続きメニュー(ご契約者さまサイト)

スマートフォンやパソコンから、
お客さまのご希望のお手続きメニューへ簡単アクセス♪

各種お手続き例

- 保険金・給付金のご請求
- 住所・電話番号の変更
- 改姓・改名、受取人の変更
- 解約
- 保険料振替口座の変更、クレジットカードの変更
- 生命保険料控除証明書の再発行



こちらから



「24時間・365日」
Webでお手続きが可能です!



カスタマーセンター(オペレーターによる対応)



保険金・給付金請求ダイヤル

- ▶ 保険金・給付金等のお手続き、お問い合わせ
お問い合わせは契約者・受取人(請求権者)ご本人さまからお願いします

0120-528-170 (通話料無料)

- ▶ 女性のお客さま専用ダイヤル
女性オペレーターが保険金・給付金等の請求に関するご連絡を受け付けています
※お手続きの内容・状況によっては、一部対応できない場合があります。

0120-528-208 (通話料無料)

携帯電話からもご利用いただけます

受付時間：
月～金 9:00～18:00
土 9:00～17:00
(日・祝日・12/31～1/3を除く)



各種お手続き・お問い合わせ全般(保険金・給付金請求は除く)

- ▶ 住所変更、契約内容の変更、名義変更、
受取人変更などのお手続き、お問い合わせ
お問い合わせは契約者ご本人さまからお願いします

0120-563-506 (通話料無料)

受付時間：月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00
(日・祝日・12/31～1/3を除く)

携帯電話からもご利用いただけます

お手続きガイド (入院・手術・通院等)

目次

1	はじめに	P.1
2	スマホ・パソコンでのお手続きの場合	P.2
3	郵送でのお手続きの場合	P.6
4	請求手続き支援サービス	P.12
5	受取人(請求権者)ご本人さまによる お手続きが困難な場合	P.13
6	事実確認について	P.14

はじめに

スマホ・パソコン
でのお手続きの場合

郵送での
お手続き
の場合

請求
手続き
支援
サービス

受取人
請求権者
ご本人
さまに
よる
お手
続き
が困
難な
場合

事実
確認
につ
いて



1 はじめに



ご請求手続きの方法について

以下のいずれかの方法でお手続きください。

- **スマホ・パソコンでのお手続き**(インターネット請求・LINEでの請求) [P.2](#) へ
スマートフォンやパソコンから必要項目の入力と必要書類の写真を送信するだけでお手続きが完了します。
- **郵送でのお手続き**(郵送請求) [P.6](#) へ
当社所定の用紙にご記入いただき、他の必要書類をお取り揃えのうえご返送いただきます。



お支払いについて

必要書類に不足がなく、ご請求内容に不明な点がない場合、ご提出いただいた書類が当社に到着した日(インターネット・LINEでのお手続きの場合は、お手続きが完了した日)の翌日から5営業日以内(土・日・祝日・年末年始を除く)にお支払いします。

- 書類の不足や内容に不明な点がある場合は、当社よりお客さま、または直接医療機関などへ確認させていただく場合があります。
- 医療機関などへの確認を必要とする場合は、ご提出いただいた書類が当社に到着した日の翌日から60日以内にお支払いします。(特別な照会・調査が必要となる場合は、内容に応じてお支払期限が異なります。)

ご契約の保険約款に従い、**保険金・給付金などをご指定の口座へお支払いします。**

- お支払決定後に、当社から**お支払内容の明細をお送りします**のでご確認ください。
- 未払込保険料がある場合は、保険金・給付金から未払込保険料を差し引いてお支払いする場合があります。



ご契約の内容により、**保険金・給付金をお支払いできない場合**もあります。

- その場合は、お支払いできない理由を書面またはお電話で説明します。
- 当社所定の診断書原本をご提出いただいたにもかかわらず、保障の対象となるものがまったくなかった場合、診断書代金として5,500円(税込)をお支払いします。診断書代金が5,500円を超える場合は、実費をお支払いします。

2 スマホ・パソコンでのお手続きの場合

スマートフォンやパソコンから必要項目の入力と必要書類の写真を送信するだけでお手続きが完了します。なお、**インターネット請求**と**LINEでの請求**の2種類があります。

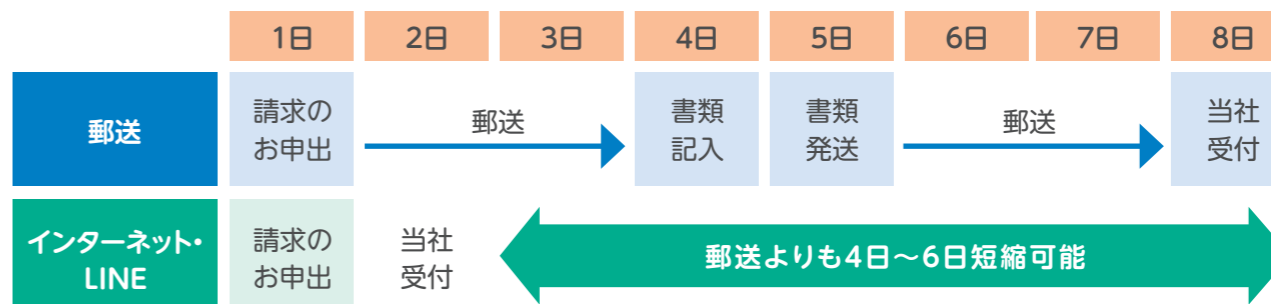


ここがポイント

24時間365日
ご都合のいい時間にお手続き可能!

書類の記入、郵送不要!

インターネット請求 **LINEでの請求** は郵送請求より給付金を早く受取可能!



取扱条件

インターネット請求・LINEでの請求をご利用いただける条件は以下のとおりです。

- 医療保険または医療特約の給付金請求、もしくはがん保険の給付金請求である。(ネット申込の通信販売商品は対象外)
- 個人契約である。(連生保険、家族特約は対象外)
- 請求権者からの手続きかつ被保険者=請求権者である。
- 被保険者が未成年の場合、契約者=親権者からの請求である。
- 指定代理請求人や後見人からの請求ではない。
- ご契約が解約・失効していない。

※LINEでのお手続きで取扱条件を満たさない場合は、必要書類を請求権者あてに郵送します。

My Linkx Webサービス

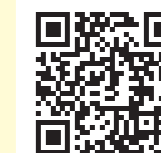


新規登録・ログインはこちらから!

ひまわり生命 給付金 検索



友だち追加画面へ



※当社からの回答は、9時~18時までとなります。(土・日・祝・年末年始を除く)
※お手続き完了には、当社からのチャットでの回答が必要となります。

はじめに

スマホ・パソコンでのお手続きの場合

郵送でのお手続きの場合

請求手続き支援サービス

受取人請求権者(本人さまによる)お手続きが困難な場合

事実確認について

2 スマホ・パソコンでのお手続きの場合

お手続き方法①〈インターネット請求〉

マイリンククロス(Webサービス)から必要項目を入力し、必要書類の写真を送信するとその場で給付金請求手続きが完了します。

また、お手続き後の進捗状況もマイリンククロス(Webサービス)にてご確認ください。

- ①マイリンククロス(Webサービス)にログイン
 マイリンククロスの会員登録がお済みでない方は、ログイン画面から新規登録をお願いします。
 マイリンククロス会員の方はログイン完了後、給付金請求画面が表示されます。



〈新規登録について〉

マイリンククロス(Webサービス)の新規登録には、**証券番号とメールアドレス**が必要です。
 お手元に保険証券など、証券番号がわかるものをご用意のうえ、ご登録をお願いします。

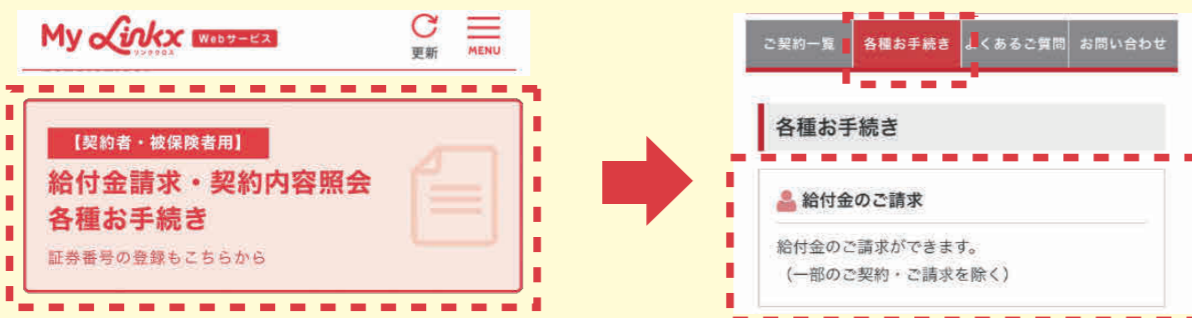
【ステップ1】

画面の案内に従い、新規登録手続きを行ってください。



【ステップ2】

新規登録完了後、マイリンククロス(WEBサービス)にログインし、「各種お手続き」画面から「給付金のご請求」を選択のうえ、お手続きしてください。

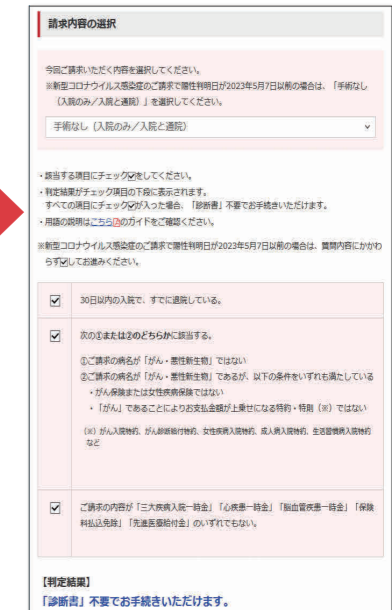


お手続き方法①〈インターネット請求〉

- ②契約の選択
 今回受療された方を選択し、今回ご請求する契約を選択します。



- ③必要書類の確認
 ・診断書がお手元にある場合…⑤連絡先・口座入力画面へ
 ・診断書がお手元がない場合…請求内容を選択し、質問事項に沿って必要書類を確認します。



- ④請求内容入力
 今回請求する病気やケガの情報を入力します。



- ⑤連絡先・口座入力
 連絡先や振込先口座を指定します。



- ⑥書類アップロード
 必要書類の写真をアップロードのうえ、送信ボタンを押してお手続きは完了です。



はじめに

スマホ・パソコン

でのお手続きの場合

請求手続き支援

サービス

お手続きが困難な場合

事実確認について

2 スマホ・パソコンでのお手続きの場合

お手続き方法② (LINEでの請求)

- ・当社LINE公式アカウントから請求内容を入力、送信後、チャットオペレーターからお手続き方法についてご案内します。
- ・所定の条件を満たす場合は、請求内容の入力および必要書類の写真を送信するだけで書類の記入や返送の手間なくお手続きが完了します。

※条件を満たさない場合は、書類でのお手続きとなりますのでご了承ください。

- ① 当社LINE公式アカウントより、「各種お手続き (給付金請求など)」をタップし「給付金請求」を選択
 ※お客さまによっては画面の表示が異なる場合があります。



友だち登録はこちらから



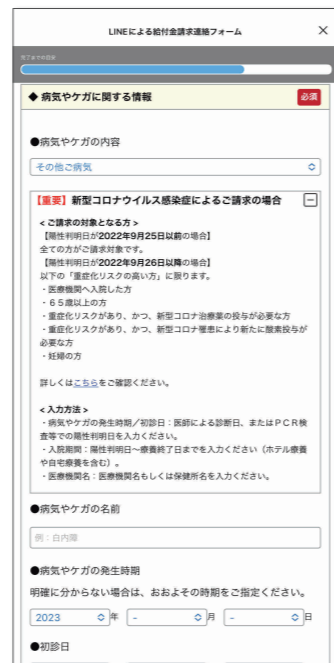
※当社からの回答は、9時～18時までとなります。(土日・祝・年末年始を除く)



- ② 各種同意事項を確認後、「同意する」→「フォーム入力」をタップ



- ③ 請求内容を入力
 契約情報や今回ご請求する病気やケガの情報を入力します。
 ※お手続き完了には、当社からのチャットでの回答が必要となります。



3 郵送でのお手続きの場合

お手続き方法



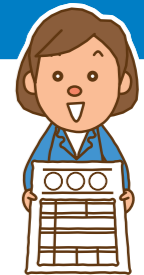
書類のご準備・ご提出

当社所定の用紙にご記入いただき、他の必要書類をお取り揃えのうえ同封の返信用封筒にてご返送ください。

- 受取人 (請求権者) が本人さまによるお手続きが困難な場合は、P.13 をご確認ください、ご不明点は当社までご相談ください。

必要な書類を確認する

ご請求の内容によって必要書類が異なります。以下のご請求パターンに応じて、必要書類をご確認ください。



通院のみ
 (通院給付金または健康回復支援給付金)

P.7 **A** ^

手術あり

P.7 **B** ^

手術なし
 (入院のみ / 入院と通院)

P.9 **C** ^

その他のご請求
 ●がん診断給付金
 ●がん外来治療給付金
 ●抗がん剤治療に関する給付金
 ●保険料払込免除
 ●特定疾病保険金・年金
 ●先進医療給付金

P.9 **D** ^

3 郵送でのお手続きの場合

A 通院のみ (通院給付金または健康回復支援給付金)

診断書の代わりに書類でご請求いただけます。P.8 をご確認ください。

※がん外来治療給付金または抗がん剤治療に関する給付金のご請求がある場合、診断書が必要です。

P.9 D をご確認ください。

B 手術あり

以下の質問内容をご確認いただき、P.8 へお進みください。

No.	質問内容	チェック											
1	入院していない、もしくは30日以内の入院で、すでに退院している	<input checked="" type="checkbox"/>											
2	受けた手術は1種類である	<input checked="" type="checkbox"/>											
3	ご請求の病名が「がん・悪性新生物」ではない	<input checked="" type="checkbox"/>											
4	ご請求の内容が「三大疾病入院一時金」「心疾患一時金」「脳血管疾患一時金」「保険料払込免除」「先進医療給付金」のいずれでもない	<input checked="" type="checkbox"/>											
5	<p>次の①または②のどちらかに該当する</p> <p>① 下記保険種類のご契約で、公的医療保険適用(※1)の手術(※2)を受けた ご加入中の保険種類を、保険証券にてご確認ください。</p> <table border="1"> <tr> <td>保険種類</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 医療保険(MI-01) 医療保険(2014) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険 旧日本興亜生命保険の医療保険(08) </td> </tr> </table> <p>(注)上記保険種類以外のご契約と同時に請求される場合は、条件に該当しません。</p> <p>② 上記①記載の保険種類以外のご契約で、以下いずれかの手術(先進医療は除く)を受けた 「診療明細書」に、以下の手術名が掲載されていることをご確認ください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手術名</th> <th>眼の手術</th> <th>腹部の手術</th> <th>女性の手術</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水晶体再建術 眼瞼下垂症手術 網膜光凝固術 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 ヘルニア手術(鼠径ヘルニア) 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側) 内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 帝王切開術 流産手術 子宮筋腫摘出(核出)術 腹腔鏡下子宮筋腫摘出(核出)術 子宮鏡下子宮筋腫摘出術 </td> </tr> </tbody> </table>	保険種類	<ul style="list-style-type: none"> 医療保険(MI-01) 医療保険(2014) 	<ul style="list-style-type: none"> 払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険 旧日本興亜生命保険の医療保険(08) 	手術名	眼の手術	腹部の手術	女性の手術		<ul style="list-style-type: none"> 水晶体再建術 眼瞼下垂症手術 網膜光凝固術 	<ul style="list-style-type: none"> 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 ヘルニア手術(鼠径ヘルニア) 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側) 内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術 	<ul style="list-style-type: none"> 帝王切開術 流産手術 子宮筋腫摘出(核出)術 腹腔鏡下子宮筋腫摘出(核出)術 子宮鏡下子宮筋腫摘出術 	<input checked="" type="checkbox"/>
保険種類	<ul style="list-style-type: none"> 医療保険(MI-01) 医療保険(2014) 	<ul style="list-style-type: none"> 払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険 旧日本興亜生命保険の医療保険(08) 											
手術名	眼の手術	腹部の手術	女性の手術										
	<ul style="list-style-type: none"> 水晶体再建術 眼瞼下垂症手術 網膜光凝固術 	<ul style="list-style-type: none"> 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 ヘルニア手術(鼠径ヘルニア) 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側) 内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術 	<ul style="list-style-type: none"> 帝王切開術 流産手術 子宮筋腫摘出(核出)術 腹腔鏡下子宮筋腫摘出(核出)術 子宮鏡下子宮筋腫摘出術 										

(※1) 公的医療保険制度によって保険給付の対象となる医科診療報酬点数表に手術料が算定されるものをいいます。

(※2) 一部お支払対象外手術がございます。詳しくは約款をご確認ください。

ご請求内容によっては、下記以外の書類が必要となる場合があります。詳しくは P.11 をご確認ください。

必要書類	内容
保険金・給付金等請求書	●当社所定の用紙です。 <u>受取人(請求権者)ご本人さま</u> がご記入ください。
同意書	●当社所定の用紙です。 <u>被保険者ご本人さま</u> がご記入ください。
治療状況報告書	●当社所定の用紙です。 <u>受取人(請求権者)ご本人さま</u> がご記入ください。
(通院給付金のご請求の場合) 診察券コピー	●被保険者ご本人さまのお名前と医療機関名が明記されたものをご用意ください。 通院日の記載がなくても問題ありません。 ●医療機関が2か所以上ある場合は、各医療機関の診察券コピーをご提出ください。
(健康回復支援給付金のご請求の場合) 領収証コピー	●高血圧症、脂質異常症(高コレステロール血症、高脂血症)、高血糖症(糖尿病)の治療のためお薬の処方を受けた際に、医療機関が発行した領収証のコピーをご提出ください。 ※お薬を受け取る際に薬局で発行される領収証ではありません。

(注) 提出書類の内容によっては、あらかじめ当社所定の「入院・手術・通院等証明書(診断書)」のご提出をお願いする場合があります。

ご請求内容によっては、下記以外の書類が必要となる場合があります。詳しくは P.11 をご確認ください。

B のNo.1~5すべてにあてはまる場合

必要書類	内容
保険金・給付金等請求書	●当社所定の用紙です。 <u>受取人(請求権者)ご本人さま</u> がご記入ください。
同意書	●当社所定の用紙です。 <u>被保険者ご本人さま</u> がご記入ください。
治療状況報告書	●当社所定の用紙です。 <u>受取人(請求権者)ご本人さま</u> がご記入ください。
領収証コピー	●医療機関が発行した領収証のコピーをご提出ください。
診療明細書コピー	●医療機関の会計窓口で受け取ることができる明細書のこと、治療中に受けた検査や手術、投薬などの詳細な情報が記載されています。 ※複数枚発行されている場合は全てご提出ください。ページ番号、通し番号等をご確認ください。
(傷病名の記載がある) 退院証明書コピー	●「特定部位・指定疾病不担保法」が適用期間中の入院を伴う手術の場合のみ、退院証明書が必要です。 ※保険証券の特別条件に「特定部位・指定疾病不担保法」と記載されています。

(注) 提出書類の内容によっては、あらかじめ当社所定の「入院・手術・通院等証明書(診断書)」のご提出をお願いする場合があります。

B のNo.1~5ひとつでもあてはまらない場合

必要書類	内容
保険金・給付金等請求書	●当社所定の用紙です。 <u>受取人(請求権者)ご本人さま</u> がご記入ください。
同意書	●当社所定の用紙です。 <u>被保険者ご本人さま</u> がご記入ください。
入院・手術・通院等証明書(診断書)	●当社所定の診断書をご提出ください。 診断書の記入を医療機関にご依頼ください。 ●「がん・悪性新生物」で 終身がん保険(C1・C2・C3)のご請求を含む場合 、「入院・手術・通院等証明書(診断書)終身がん等対応」をご提出ください。 ※診断書の発行費用はお客さまのご負担となります。

他の生命保険会社や病院所定の診断書をお持ちの方は P.11 をご確認ください。

3 郵送でのお手続きの場合

C 手術なし(入院のみ/入院と通院)
以下の質問内容をご確認いただき、**P.10**へお進みください。

No.	質問内容	チェック
1	30日以内の入院ですでに退院している	<input checked="" type="checkbox"/>
2	次の①または②のどちらかに該当する ①ご請求の病名が「がん・悪性新生物」ではない ②ご請求の病名が「がん・悪性新生物」であるが、以下の条件をいずれも満たしている ・がん保険または女性疾病保険ではない ・「がん」であることによりお支払金額が上乗せになる特約・特則 ^(※) ではない (※)がん入院特約、がん診断給付特約、女性疾病入院特約、成人病入院特約、生活習慣病入院特約など	<input checked="" type="checkbox"/>
3	ご請求の内容が「三大疾病入院一時金」「心疾患一時金」「脳血管疾患一時金」「保険料払込免除」「先進医療給付金」のいずれでもない	<input checked="" type="checkbox"/>

D 其他のご請求
●がん診断給付金
●がん外来治療給付金
●抗がん剤治療に関する給付金
●保険料払込免除^(※)
●特定疾病保険金・年金^(※)
●先進医療給付金
診断書が必要です。**P.10**をご確認ください。

(※)保険料払込免除または特定疾病保険金・年金のご請求がある場合、保険証券または受取人(請求権者)の本人確認書類も必要です。**P.11**をご確認ください。

ご請求内容によっては、下記以外の書類が必要となる場合があります。詳しくは **P.11** をご確認ください。

C のNo.1~3すべてにあてはまる場合

必要書類	保険金・給付金等請求書	●当社所定の用紙です。受取人(請求権者)ご本人さまがご記入ください。
	同意書	●当社所定の用紙です。被保険者ご本人さまがご記入ください。
	治療状況報告書	●当社所定の用紙です。受取人(請求権者)ご本人さまがご記入ください。
いずれか1点	領収証コピー	●医療機関が発行した領収証のコピーをご提出ください。
	診療明細書コピー 傷病名の記載がある退院証明書コピー	●医療機関の会計窓口で受け取ることができる明細書のことで、治療中に受けた検査や手術、投薬などの詳細な情報が記載されています。 ※複数枚発行されている場合は全てご提出ください。ページ番号、通し番号等をご確認ください。 ●「特定部位・指定疾病不担保法」が適用期間中の入院の場合には、退院証明書が必要です。 ※保険証券の特別条件に「特定部位・指定疾病不担保法」と記載されています。

(注) 提出書類の内容によっては、あらかじめ当社所定の「入院・手術・通院等証明書(診断書)」のご提出をお願いする場合があります。

C のNo.1~3ひとつでもあてはまらない場合

必要書類	保険金・給付金等請求書	●当社所定の用紙です。受取人(請求権者)ご本人さまがご記入ください。	他の生命保険会社や病院所定の診断書をお持ちの方は P.11 をご確認ください。
	同意書	●当社所定の用紙です。被保険者ご本人さまがご記入ください。	
	入院・手術・通院等証明書(診断書)	●当社所定の診断書をご提出ください。診断書の記入を医療機関にご依頼ください。 ●「がん・悪性新生物」で終身がん保険(C1・C2・C3)のご請求を含む場合、「入院・手術・通院等証明書(診断書)終身がん等対応」をご提出ください。 ※診断書の発行費用はお客さまのご負担となります。	

ご請求内容によっては、下記以外の書類が必要となる場合があります。詳しくは **P.11** をご確認ください。

必要書類	保険金・給付金等請求書	●当社所定の用紙です。受取人(請求権者)ご本人さまがご記入ください。	他の生命保険会社や病院所定の診断書をお持ちの方は P.11 をご確認ください。
	同意書	●当社所定の用紙です。被保険者ご本人さまがご記入ください。	
	入院・手術・通院等証明書(診断書)	●当社所定の診断書をご提出ください。診断書の記入を医療機関にご依頼ください。 ●「がん・悪性新生物」で終身がん保険(C1・C2・C3)のご請求を含む場合、「入院・手術・通院等証明書(診断書)終身がん等対応」をご提出ください。 ※診断書の発行費用はお客さまのご負担となります。	

はじめに

スマホ・パソコンでのお手続きの場合

郵送でのお手続きの場合

請求手続き支援サービス

受取人請求権者ご本人さまによるお手続きが困難な場合

事実確認について

3 郵送でのお手続きの場合

他の生命保険会社や病院所定の診断書をお持ちの場合

※他の生命保険会社や病院所定の診断書の記載内容だけではお支払いの判断ができない場合は、当社所定の「入院・手術・通院等証明書(診断書)」等のご提出をお願いすることがあります。

他の生命保険会社の診断書		●診断書原本またはコピーをご提出ください。
病院所定の診断書	当社へのご請求金額が 20万円以下	●診断書原本またはコピーをご提出ください。
	当社へのご請求金額が 20万円を超える	●診断書原本またはコピーをご提出ください。 コピーの場合は、余白に医師(医療機関)の原本証明印をお取り付けください。 ※診断書に押印されているものと同じ印が必要です。



請求内容により必要な書類

公的書類は発行日から6か月以内のものをご提出ください。

保険証券または受取人(請求権者)の本人確認書類	●保険料払込免除または特定疾病保険金・年金のご請求がある場合、次のいずれかの書類をご提出ください。	
	受取人(請求権者)が個人の場合	受取人(請求権者)が法人の場合
受取人(請求権者)の印鑑証明書または登記事項証明書(登記簿謄本) ※いずれもコピー可	●受取人(請求権者)を法人と指定されていて、 <u>代表者変更や組織変更</u> があった場合にご提出ください。	
受取人(請求権者)の戸籍謄本・抄本 ※コピー可	●被保険者が受取人(請求権者)で、 <u>死亡されている場合</u> 死亡された受取人(請求権者)の死亡時の法定相続人が受取人(請求権者)になります。 死亡された受取人(請求権者)の <u>法定相続人</u> を確認できる戸籍書類をご提出ください。	
委任状 および受取人全員の印鑑証明書	●受取人(請求権者)が死亡されているため、その <u>受取人(請求権者)の法定相続人等</u> からのご請求となる場合 受取人全員の「委任状」および受取人全員の印鑑証明書(コピー可)をご提出ください。 ただし、ご請求金額が500万円以下で、かつ受取人(請求権者)が全員法定相続人である場合は必要ありません。	
代理請求申請書	●代理請求人からの請求の場合ご提出ください。 ●被保険者との続柄を確認できる書類(戸籍謄本など)のご提出も必要です。	

4 請求手続き支援サービス

ご高齢の方や障がいをお持ちの方などへの請求手続き支援サービスがあります。

請求手続き支援サービスをご利用いただける方

- 70歳以上で、請求手続きを支援できるご家族等がいらっしゃらず、請求手続きが難しいお客さま
- 目や耳が不自由等で、請求手続きが難しいお客さま
- 足が不自由等で、外出ができず診断書の取得ができないお客さま

※支援サービスのご利用は、退院または手術後にお申し出ください。
※お申し出内容によっては、サービスをご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

1 診断書の取り付けを代行します。

【ご注意事項】

- 保険金・給付金をお支払いする際に、診断書代金を差し引かせていただきます。
 - 診断書代金は、医療機関により異なりますが、一般的には5,500円～11,000円(税込)程度となります。
 - 診断書の取り付けには、医療機関により異なりますが、1～2か月程度かかる場合があります。
- ※サービスの利用を希望される場合は上記についてご了承ください。

2 当社の委託会社担当者が、お客さまのご自宅等へ訪問し、請求書類の作成をお手伝いします。

【ご注意事項】

- ご訪問前に日程調整のお電話を差し上げます。
- お電話には、ご希望のお申し出をいただいてから1～2週間ほどお時間をいただきます。

司法書士のご紹介サービスがあります。

指定代理請求特約の付加をしておらず代理人による請求ができない場合や、成年後見人を選定したいがどうすればよいかわからない場合には、司法書士を紹介するサービスがあります。

- 受取人ご本人による保険金・給付金の請求が困難で、指定代理請求特約の付加がない等、代理の方による請求ができない場合は、成年後見人を選任する必要があります。
 - 専門機関である公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートと協定し、司法書士をお客さまに紹介することが可能です。(司法書士との相談等は有料となります。)
- ※指定代理請求特約については、P.13をご確認ください。

各種サービスを利用する際は、カスタマーセンターまたは取扱営業店へご連絡ください。



5 受取人(請求権者)ご本人さまによる お手続きが困難な場合

受取人(請求権者)である被保険者のご病状から、請求書類の記入が困難な場合

- ご家族の方に代筆いただくことができます。※被保険者ご本人さまが給付金請求の意思表示ができる場合に限りです。

保険金・給付金等請求書の記入方法

- 受取人(請求権者)欄に、被保険者ご本人さまのお名前をご記入ください。
- 欄外余白に受取人が記入できない理由、および代筆者と受取人との続柄をご記入ください。
- お受取口座は、受取人(請求権者)名義もしくはお振替口座以外は指定できません。

(記入例) 「本人が〇〇〇な状況で記入できないため、代筆者〇〇(続柄〇〇)が代筆」

受取人(請求権者)である被保険者が意識障害などで請求が困難な場合

- 代理の方によるご請求の制度があります。

次のケース①、②のような事情の場合には、代理の方によるご請求の制度があります。

ケース①

受取人が事故や病気などで昏睡・寝たきりの状態となり、ご自身で請求の意思表示ができない。

ケース②

治療上の都合で、受取人ご本人が「がん」などの病名や余命の告知をされずに、家族のみが知っているため、ご自身で請求の意思表示ができない。

指定代理請求特約を付加している場合

あらかじめ指定いただいた指定代理請求人の方が、受取人ご本人に代わって、ご請求いただけます。通常の請求書類と合わせて、別途ご提出いただく書類があります。P.11をご確認ください。

指定代理請求特約とは?

被保険者が受取人となる保険金や給付金について、受取人ご本人がご請求できない事情がある場合に、あらかじめ指定された「指定代理請求人」が代理でご請求いただける特約です。ご利用の際は、カスタマーセンターまたは取扱営業店へご連絡ください。



6 事実確認について

お客さまからご提出いただいた診断書では情報が足りず、治療の経緯、内容等をお客さまや医療機関等へ、面談・文書により確認させていただく場合があります。これを「事実確認」といいます。

※この事実確認は当社が業務委託をしている確認会社を実施します。

STEP 1

お客さまとの面談

- 当社が委託する確認会社の担当者より、面談場所や日程を事前にご連絡したうえで訪問します。(携帯電話よりご連絡する場合があります。)
※面談せずに、当社に提出いただいた同意書をもとに、病院へ文書照会する場合があります。
- <同意書(承諾書)>のご記入をお願いします。
※この同意書(承諾書)は、医療機関等への確認に同意いただいたことの証明として医療機関等へ提出します。

STEP 2

医療機関への照会と回答

- 診断書の記載内容や治療内容などについて、医療機関等に面談、文書等により照会します。
- 医療機関等からの回答には多くの場合1か月程度の日数がかかります。

STEP 3

お支払金額の確定

- お客さまや医療機関等への確認の結果を受けて、お支払金額を確定します。

事実確認の一般的な手順

よくあるご質問

当社ホームページ「よくあるご質問」をご確認ください。

アクセスはこちらから!



はじめに

スマホ・パソコン

郵送でのお手続き

請求手続き支援

サービス

受取人請求権者ご本人さまによる
お手続きが困難な場合
事実確認について